

令和8年2月19日

大東市 教育委員会 様

北条中学校区 学校運営協議会  
会長 中西 健一

(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する検討委員会報告について(意見書)

(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する検討委員会からの意見について、「大東市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」第5条第1項に基づき、北条中学校区学校運営協議会として大東市教育委員会に申し出ます。

#### 記

(仮称)大東市立ほうじょう学園の設置に関する検討内容について、(仮称)ほうじょう学園の設置に関する検討委員会から下記のとおり報告を受けたので、十分検討し活用されるように配慮されたい。

1. (仮称)ほうじょう学園の校名選定については教育委員会事務局提案の手法に沿って進めること。進めるにあたり、子どもたちからの意見を汲み取る機会を設けること。
2. 幅広い世代に受け入れられる学校名となるよう、心掛けること。
3. 令和8年度から、新たな学校設置に向けた検討を行うにあたり、分科会を設置した上で議論を行い、検討委員会に議論内容を報告すること。
4. 協議内容(通学ルートの検討等)に応じて、北条子ども園を含む適切な対象者からの意見聴取を行うとともに、教育委員会事務局は先進他市の事例等の情報収集に努め、検討委員会に提供すること。